

令和4年度予算と保険料率改定のお知らせ

2月18日に開催された第130回組合会において、令和4年度予算並びに保険料率の引き上げが可決・承認されました。

全国の健保組合の財政は高齢者医療への過重な納付金負担により逼迫し、その上さらに新型コロナウイルスの影響による企業業績悪化によって賃金・賞与の減少とそれに伴う保険料収入の減少が続いており、料率を引き上げる組合や、解散を余儀なくされる組合が続出しかねない危機的状況にあります。当組合においては、コロナ禍の受診控えの影響により、保険給付費等の支出額が減少し、令和3年度は保険料率を80%に据え置きましたが、今後、高齢化の進展により、医療費が増大する見込みであり、特に令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、納付金の大幅な増加が見込まれます。新型コロナウイルスの影響により先行きが不透明である中で、加入者の年齢構成の変化や将来の医療費の動向、納付金の増加などを中長期的な視点から考慮し、不測の事態であっても安定的な事業運営を行うため、また将来の大幅な保険料率の改定を回避するため、令和4年度は以下のとおり、保険料率を改定いたします。

令和4年度保険料率の改定

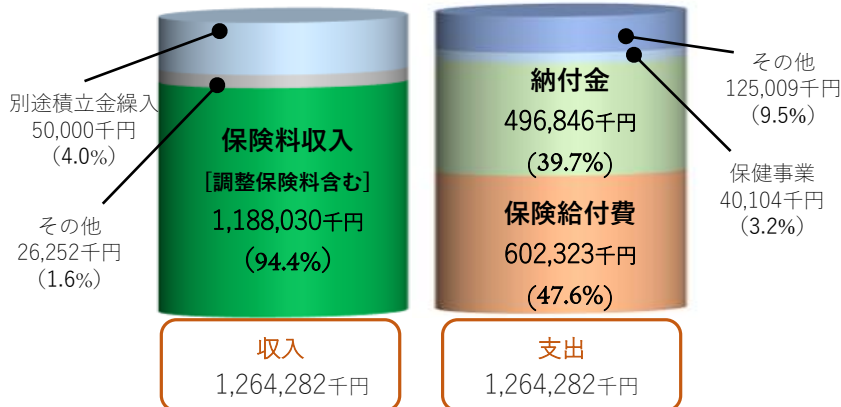
- 健康保険料率: 8.0% → **8.5%**(+0.5%)
- 介護保険料率: 1.7% → **1.8%**(+0.1%)

【令和4年度収入支出予算】

一般勘定の経常収支は、(A)経常収入1,189,464千円、(B)経常支出1,211,697千円、収支差引額(A-B)は、▲22,233千円の赤字となる見通しであり、収入不足は積立金から補填します。保険給付費(医療費)は増加傾向にあり、令和4年度はコロナ禍前の水準を上回る見込みです。加入者の皆様におかれましては、年1回の健康診断を受診するなど健康管理と疾病予防に努めていただくことで、医療費の節減について、より一層のご理解とご協力くださいますようお願い申し上げます。

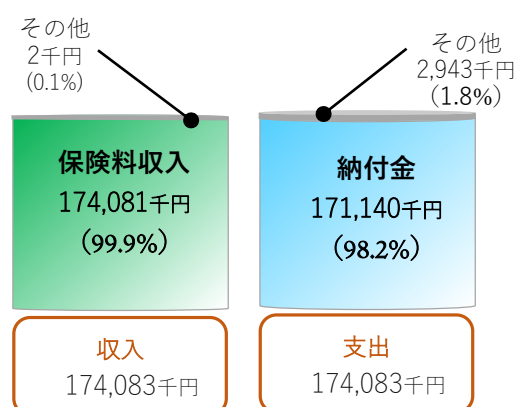
健康保険（一般勘定）

被保険者数・・・2,104人
平均標準報酬月額・・・442,230円
総標準賞与額（年間合計）・・・3,132,971千円



介護保険（介護勘定）

被保険者数・・・1,312人
平均標準報酬月額・・・490,260円
総標準賞与額（年間合計）・・・1,952,531千円



一般勘定 経常収支

(経常収入) **1,189,464千円** — (経常支出) **1,211,697千円** = **▲22,233千円**

経常収支とは、総収入から調整保険料、積立金からの繰入金、その他収入を除き、総支出から財政事業拠出金等の支出額を除いた額の差引額となります。

■ 健康保険法が変わりました ■

■ 傷病手当金の改正

傷病手当金の支給期間は、支給開始日から起算して１年６カ月を超えない期間とされていましたが、がん治療で長期間にわたり休暇をとりながら働くケースなど、治療と仕事の両立を支えるために、働いた期間を除いて１年６カ月を通算できるようになりました。

■ 任意継続被保険者の改正

任意継続被保険者になると任意で脱退する規定がありませんでしたが、被保険者が保険者に申請することにより脱退できるようになりました。

また、任意継続被保険者の保険料決定のもとになる「標準報酬月額」は、「退職前の標準報酬月額」と「全被保険者の平均標準報酬月額」のうちの「低い額」が適用されていましたが、健保組合が規約を変更すれば「退職前の標準報酬月額※」とできるようになりました。

※ 其他一定の条件で健保組合が規約で定めた額も可能

■ 保険証交付に関する改正

保険証の交付について、これまでは健保組合は事業主に送付し、事業主が被保険者に交付するよう義務づけられていましたが、保険者が被保険者に直接送付できるようになりました。